

規制の事前評価(要旨)

|                           |  |  |
|---------------------------|--|--|
| 政策の名称                     | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保   |  |
| 担当部局                      | 公正取引委員会事務局経済取引局総務課 電話番号:03-3581-5476 e-mail: keizaitorihikikyokusoumuka@jftc.go.jp   |  |
| 評価実施日                     | 平成25年3月  |  |
| 規制の目的、内容及び必要性等            | 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)が成立し(平成24年8月22日公布)、平成26年4月1日及び平成27年10月1日に、消費税の税率(地方消費税を含む。以下同じ。)がそれぞれ8%及び10%に引き上げられることが予定されている。消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業者にとって最大の懸念事項の一つとなっている。今般の消費税の引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるため、平成9年の消費税引上げ時に比して消費税転嫁のための価格引上げを、特に価格交渉力が弱い中小事業者が行いにくいのではないかと懸念が大きい状況にある。そのため、政府として、消費税導入時に転嫁対策として実施した転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法適用除外制度の導入を含めて、転嫁対策を行うことが求められているところである。当該転嫁対策の一つとして、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届け出て行う転嫁カルテル及び表示カルテルを、時限的に、独占禁止法の適用除外とすることにより、特に価格交渉力が弱い中小事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁することが容易となるようにする。   |  |
|                           | 法令の名称・関連条項とその内容  | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案第12条(転嫁カルテル及び表示カルテルに係る独占禁止法の適用除外を定める規定)<br>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限を禁止する規定)及び第8条(事業者団体の禁止行為を定める規定) |
| 想定され得る代替案                 | 消費税の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方について周知徹底を図るほか、当該行為に関する事業者又は事業者団体からの相談対応の充実を図る。  |  |
| 規制の費用                     | 費用の要素  |  |
|                           | (遵守費用)   | 転嫁カルテル又は表示カルテルを行おうとする事業者又は事業者団体において、届出に伴う費用が発生する。  |
|                           | (行政費用)   | 届出を受理する公正取引委員会において、同受理に伴う費用が発生する。  |
| (その他の社会的費用)               | 転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法の適用除外を認めることにより、業界のカルテル依存体質を形成・助長することになる懸念及び転嫁カルテル等に乗じて本体価格(消費税を転嫁する前の価格)のカルテルが行われ、当該カルテルの対象となった商品又は役務の購入者等が本来負担する必要がない費用を負担することになる懸念がある。  | 代替案の場合   |
|                           |  | 遵守費用は発生しない。  |
|                           |  | 公正取引委員会において、周知徹底及び相談対応の充実に伴う行政費用が発生する。   |
|                           |  | 社会的費用は発生しない。   |
| 規制の便益                     | 便益の要素  |  |
|                           | 事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出ることにより、転嫁カルテル又は表示カルテルを行うことが可能となり、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われやすくなる。また、本案により、どのような行為が独占禁止法上問題とならないか明確になり、事業者の予見可能性が向上する。  | 代替案の場合   |
|                           |  | 消費税の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為について、原則として独占禁止法の問題となるもの、ならないもの等が一定程度明確になる。  |
| 政策評価の結果<br>(費用と便益の関係の分析等) | (1) 本案における比較<br>本案により、遵守費用、行政費用のほか、業界のカルテル依存体質を形成・助長することになる懸念及び転嫁カルテル等に乗じて本体価格のカルテルが行われる懸念が発生することとなる。一方で、上記適用除外を認めることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われやすくなるという便益が見込まれる。当該適用除外は、公正取引委員会への届出を条件としており、また、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるなどの場合には認められないほか、今般の消費税引上げ時に限って認められる時限的なものであることに鑑みると、規制の費用は限定的かつ時限的なものであると考えられ、規制の便益は費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。<br>(2) 代替案との比較<br>本案は代替案と比較して、費用の面で劣るが、便益の面でそれ以上に優れている。つまり、代替案は、消費税の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方が一定程度明確になるという便益はあるが、今般の消費税の引上げが、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるところ、本案に比べて、事業者又は事業者団体が、消費税の転嫁のための実効性のある取組を行うことができず、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われない懸念がある。また、事業者又は事業者団体の個別の取組に対する法適用の可能性が排除されないため、事業者の予見可能性の向上は低いものとなる。<br>以上のことから、本案の方が代替案よりも適当であると考えられる。 |  |
| 有識者の見解その他関連事項             | 平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。」(第七条第一号ホ(6))とされている。また、平成25年1月24日、自由民主党・公明党において取りまとめられた「平成25年度税制改正大綱」において、「力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。」とされている。   |  |
| レビューを行う時期又は条件             | —(転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法適用除外制度は平成29年3月31日までの時限的な措置である。)   |  |
| 備考                        | —  |  |

# 規制の事前評価書

担当課 経済取引局総務課

## 1. 評価対象施策

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法の特例に係る立法措置を講じる。

### 【具体的内容】

- 1 事業者又は事業者団体が行う、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）を、独占禁止法の適用除外とする。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、適用除外とならない。
- 2 転嫁カルテル又は表示カルテルを行う事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出る必要がある。
- 3 転嫁カルテルが複数の事業者の間で行われる場合には、転嫁カルテルに参加している事業者の3分の2以上が中小事業者である必要がある。転嫁カルテルが事業者団体で行われる場合には、その事業者団体の構成事業者の3分の2以上が中小事業者であり、又はその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である必要がある。

## 2. 評価の実施時期

平成25年3月

## 3. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の現状

現状において、転嫁カルテル及び表示カルテルは独占禁止法の適用除外になっていない。

## (2) 規制の目的、内容及び必要性

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が成立し（平成24年8月22日公布）、平成26年4月1日及び平成27年10月1日に、消費税の税率（地方消費税を含む。以下同じ。）がそれぞれ8%及び10%に引き上げられることが予定されている。

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業者にとって最大の懸念事項の一つとなっている。今般の消費税率の引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるため、平成9年の消費税率引上げ時に比して消費税転嫁のための価格引上げを、特に価格交渉力が弱い中小事業者が行いにくいのではないかと懸念が大きい状況にある。そのため、政府として、消費税導入時に転嫁対策として実施した転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法適用除外制度の導入を含めて、転嫁対策を行うことが求められているところである。

上記転嫁対策の一つとして、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届け出て行う転嫁カルテル及び表示カルテルを、時限的に、独占禁止法の適用除外とすることにより、特に価格交渉力が弱い中小事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁することが容易となるようにする（規制の具体的な内容は1. 参照）。

## 4. 想定される代替案

消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方について周知徹底を図るほか、当該行為に関する事業者又は事業者団体からの相談対応の充実を図る。

## 5. 規制の費用

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

転嫁カルテル又は表示カルテルを行おうとする事業者又は事業者団体において、届出に伴う費用が発生する。

#### ② 代替案

遵守費用は発生しない。

### (2) 行政費用

#### ① 本案

届出を受理する公正取引委員会において、同受理に伴う費用が発生する。

② 代替案

公正取引委員会において、消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方について、パンフレットの作成・配布、説明会の開催等による周知徹底及び相談対応の充実に伴う行政費用が発生する。

(3) その他社会的費用（競争環境に与える影響）

① 本案

転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法の適用除外を認めることにより、業界のカルテル依存体質を形成・助長することになる懸念及び転嫁カルテル等に乗じて本体価格（消費税を転嫁する前の価格）のカルテルが行われ、当該カルテルの対象となった商品又は役務の購入者等が本来負担する必要がない費用を負担することになる懸念がある。

② 代替案

社会的費用は発生しない。

## 6. 規制の便益

(1) 本案

本案により、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出ることによって、転嫁カルテル又は表示カルテルを行うことが可能となり、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われやすくなる。

また、本案により、どのような行為が独占禁止法上問題とされないか明確になり、事業者の予見可能性が向上する。

(2) 代替案

代替案により、消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為について、原則として独占禁止法の問題となるもの、ならないもの等が一定程度明確になる。

## 7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 本案における比較

本案により、遵守費用、行政費用のほか、業界のカルテル依存体質を形成・助長することになる懸念及び転嫁カルテル等に乗じて本体価格のカルテルが行われる懸念が発生することとなる。

一方で、上記適用除外を認めることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われやすくなるという便益が見込まれる。

上記適用除外は、公正取引委員会への届出を条件としており、また、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるなどの場合には認められないほか、今

般の消費税率引上げ時に限って認められる時限的なものであることに鑑みると、規制の費用は限定的かつ時限的なものであると考えられ、規制の便益は費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。

## (2) 代替案との比較

本案は代替案と比較して、費用の面で劣るが、便益の面でそれ以上に優れている。

つまり、代替案は、消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方が一定程度明確になるという便益はあるが、今般の消費税率の引上げが、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるところ、本案に比べて、事業者又は事業者団体が、消費税の転嫁のための実効性のある取組を行うことができず、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われたい懸念がある。また、事業者又は事業者団体の個別の取組に対する法適用の可能性が排除されないため、事業者の予見可能性の向上は低いものとなる。

以上のことから、本案の方が代替案よりも適当であると考えられる。

## 8. 有識者の見解その他関連事項

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、以下の条文が規定されている。

第七条 第二条及び第三条の既定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づく速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ～ニ（省略）

ホ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ホからトまで及びヌにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1)～(5)（省略）

(6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

平成25年1月24日、自由民主党・公明党において取りまとめられた「平成25年度税制改正大綱」において、以下の記載が盛り込まれている。

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引き上げに伴う対応

③ その他消費税引き上げに係る措置

□ 転嫁対策

今般の一体改革では、二度にわたる消費税率の引上げを予定していることから、中小事業者から価格転嫁に関する不安の声が多く寄せられている。今回の税率引上げにあたっては、下請法の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないうよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。

**9. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件**

—（転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法適用除外制度は平成29年3月31日までの時限的な措置である。）

規制の事前評価(要旨)

|                           |  |   |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称                     | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保   |   |
| 担当部局                      | 公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課 電話番号:03-3581-3371 e-mail: torihikikakuka@jftc.go.jp  |   |
| 評価実施時期                    | 平成25年3月  |   |
| 規制の目的、内容及び必要性等            | <p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)が成立し(平成24年8月22日公布)、平成26年4月1日及び平成27年10月1日に、消費税の税率(地方消費税を含む。以下同じ。)がそれぞれ8%及び10%に引き上げられることが予定されている。</p> <p>消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業者にとって最大の懸念事項の一つとなっている。今般の消費税の引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるため、平成9年の消費税率引上げ時に比して消費税転嫁のための価格引上げを、特に価格交渉力が弱い中小事業者等が行いにくいのではないかと懸念が大きい状況にあり、政府として、当該事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>さらに、消費税の転嫁拒否等の行為は税率引上げ時に集中的に生じるおそれがあるところ、これを迅速かつ効果的に是正するためには、公正取引委員会だけでなく、中小企業庁や各業界所管の主務大臣においても、調査・指導を行う必要がある。</p> <p>上記必要性を踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法及び下請法の特例に係る立法措置を講じる。</p>  |   |
|                           | 法令の名称・関連条項とその内容  | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法案(第1条～第7条等) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)、下請代金支払遅延等防止法 |
| 想定され得る代替案                 | 消費税の転嫁拒否等の行為を未然に防止するために、独占禁止法上及び下請法の考え方について周知徹底を図る。  |   |
| 規制の費用                     | 費用の要素  | 代替案の場合  |
| (遵守費用)                    | 遵守費用は発生しない。  | 遵守費用は発生しない。   |
| (行政費用)                    | 消費税の転嫁拒否等の行為については、公正取引委員会、中小企業庁及び各所管業界の主務大臣において取り組むこととされているところ、これらの省庁においては調査・指導等に要する費用が発生することとなる。また、消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)の設置にかかる費用が発生する。さらに、ガイドラインの作成や普及啓発活動に要する費用が発生する。  | 普及啓発活動に要する行政費用が発生する。  |
| (その他の社会的費用)               | 社会的費用は発生しない。   | 社会的費用は発生しない。  |
| 規制の便益                     | 便益の要素  | 代替案の場合  |
|                           | 各業界所管の主務大臣も消費税の転嫁拒否等の行為を調査・指導をすることができる。また、独占禁止法と比較してより簡易な手続により、迅速かつ効果的に転嫁拒否等の行為を取り締まることができる。また、消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)を設置することにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁をより一層確保することが可能となる。さらに、ガイドラインの作成及び普及啓発活動で、事業者における法令遵守の意識が高まることとなる。これらの取組の結果、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが可能となる。  | 消費税率の引上げに伴う転嫁拒否等の行為について、原則として独占禁止法の問題となるもの、ならないものが明確になり、一定程度事業者における法令遵守の意識が高まる。                                 |
| 政策評価の結果<br>(費用と便益の関係の分析等) | <p>(1) 本案における比較<br/>           本案では、規制の遵守費用は発生しないものの、規制導入時には調査・指導等、ガイドラインの作成、普及啓発活動等に係る行政費用が発生する。一方、転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境の整備が図られるという便益が見込まれる。本案は、消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正することを目的として、平成29年3月末までの時限的措置としていることに鑑みると、上記費用は限定的かつ時限的なものと考えられ、上記便益は規制の費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(2) 代替案における比較<br/>           本案は代替案と比較して、費用の面で劣るが、便益の面でそれ以上に優れている。<br/>           つまり、規制の費用については、消費税転嫁拒否等の行為に対して政府全体として取り組むため、本案の方が代替案よりも高いと見込まれる。<br/>           規制の便益については、代替案では、消費税率の引上げに伴う転嫁拒否等の行為についての独占禁止法及び下請法の考え方が一定程度明確になるという便益はあるものの、転嫁拒否等の行為に対して公正取引委員会及び中小企業庁の限られた人員で対応することとなり、実効性ある取組を行うことは困難であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われないおそれがある。<br/>           一方、本案では、公正取引委員会及び中小企業庁長官だけでなく、各業界所管の主務大臣も消費税の転嫁拒否等の行為を調査・指導をすることができ、さらに独占禁止法と比較してより簡易な手続により、同行為を迅速かつ効果的に取り締まることができるため、消費税の円滑かつ適正な転嫁をより一層確保することが可能となる。さらに、本案のような実効性ある取組を背景としたガイドラインの作成や普及啓発活動は代替案よりも消費税の転嫁拒否等の行為を未然に防止する効果が高く、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境の整備に資するものと考えられる。<br/>           消費税の転嫁拒否等の行為は税率引上げ時に集中的に生じるおそれがあり、これを効率的に対処する必要があることを踏まえれば、規制の費用は代替案よりも本案が高くなるとはいえ、規制の便益は代替案よりも本案が遥かに高いと考えられる。<br/>           以上のことから、本案の方が代替案よりも適当であると考えられる。</p> |   |
| 有識者の見解その他関連事項             | 平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。」(第七条第一号ホ(6))とされている。平成25年1月24日、自由民主党・公明党において取りまとめられた「平成25年度税制改正大綱」において、「力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。」とされている。  |   |
| レビューを行う時期又は条件             | —(本法案に基づく消費税の転嫁拒否等の行為に関する取締りは平成29年3月31日までの時限的な措置である。)  |   |
| 備考                        | —  |   |

# 規制の事前評価書

担当課 経済取引局取引部取引企画課

## 1. 評価対象施策

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法及び下請法の特例に係る立法措置を講じる。

### 【具体的内容】

- 1 特定事業者（注1）は、特定供給事業者（注2）に対して、平成26年4月1日以後の商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為等を行ってはならない。
- 2 転嫁拒否等の行為等に関して、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、特定事業者及び特定供給事業者に対し、報告をさせ、検査を行うとともに、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために指導・助言を行う。また、主務大臣及び中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、措置請求を行う。
- 3 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、特定事業者に対して、転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと等を内容とした勧告を行うとともに、その旨を公表する。なお、特定事業者が公正取引委員会の勧告に従ったときは、独占禁止法による措置を採らない。

（注1）特定事業者とは、①大規模小売事業者②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人である事業者

（注2）特定供給事業者とは、①大規模小売業者に継続して商品又は役務を供給する事業者②資本金等の額が3億円以下である事業者③個人事業者等

## 2. 評価の実施時期

平成25年3月

## 3. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の現状

公正取引委員会においては、平成元年の消費税導入時や平成9年の消費税率引上げ時に、消費税の転嫁拒否等の行為について独占禁止法第2条第



9項第5号（優越的地位の濫用）及び下請法の規定に基づき対処してきたところである。

また、中小企業庁においても、下請法に基づき対処してきたところである。

## (2) 規制の目的、内容及び必要性

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が成立し（平成24年8月22日公布）、平成26年4月1日及び平成27年10月1日に、消費税の税率（地方消費税を含む。以下同じ。）がそれぞれ8%及び10%に引き上げられることが予定されている。

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業者にとって最大の懸念事項の一つとなっている。今般の消費税の引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるため、平成9年の消費税率引上げ時に比して消費税転嫁のための価格引上げを、特に価格交渉力が弱い中小事業者等が行いにくいのではないかという懸念が大きい状況にあり、政府として、当該事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、消費税の転嫁拒否等の行為は税率引上げ時に集中的に生じるおそれがあるところ、これを迅速かつ効果的に是正するためには、公正取引委員会だけでなく、中小企業庁や各業界所管の主務大臣においても、調査・指導を行う必要がある。

## 4. 想定される代替案

消費税の転嫁拒否等の行為を未然に防止するために、独占禁止法上及び下請法の考え方について周知徹底を図る。

## 5. 規制の費用

### (1) 遵守費用

#### ア 本案

本案は、特定事業者が特定供給事業者に対し、優越的地位の濫用行為に該当する一定の類型の行為によって消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合における特定事業者に対する指導、勧告等の制度を創設するものである。

しかし、これまで、消費税の転嫁拒否等の行為は独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処されてきたところ、本案によって規制対象となる

行為が変更されることはないことから、遵守費用は発生しない。

イ 代替案

遵守費用は発生しない。

(2) 行政費用

ア 本案

本案では、消費税の転嫁拒否等の行為について、公正取引委員会、中小企業庁長官に加え、各業界所管の主務大臣においても消費税の転嫁を拒否する等の行為の是正に取り組むこととされているところ、これらの省庁においては調査・指導等に要する費用が発生することとなる。

また、本案成立後、消費税転嫁等の行為について事業者等からの相談に応じるための政府共通の総合窓口として、内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置するところ、そのための費用も発生する。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するためのガイドラインの作成及びその周知徹底、転嫁拒否等の行為を未然に防止するために、パンフレットの作成・配布、説明会の開催による普及啓発活動等に取り組んでいくところ、そのための費用も発生する。

イ 代替案

消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法及び下請法の考え方について、パンフレットの作成・配布、説明会の開催等による周知徹底に係る行政費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

ア 本案

社会的費用は発生しない。

イ 代替案

社会的費用は発生しない。

## 6. 規制の便益

(1) 本案

本案では、公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、各業界所管の主務大臣も消費税の転嫁拒否等の行為を調査・指導をすることができる。また、独占禁止法の優越的地位の濫用規制との対比において、独占禁止法と比較してより簡易な手続により、迅速かつ効果的に転嫁拒否等の行為を取り締まることができる。また、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談に

応じるための政府共通の総合窓口として、内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置することにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁をより一層確保することが可能となる。さらに、本案成立後に行うガイドラインの作成及び普及啓発活動で、事業者における法令遵守の意識が高まることとなる。これらの取組の結果、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが可能となる。

## (2) 代替案

消費税率の引上げに伴う転嫁拒否等の行為について、原則として独占禁止法及び下請法の問題となるもの、ならないものが明確になり、一定程度事業者における法令遵守の意識が高まる。

## 7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### (1) 本案における比較

本案では、規制の遵守費用は発生しないものの、規制導入時には調査・指導等、ガイドラインの作成、普及啓発活動等に係る行政費用が発生することとなるが、公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、各業界所管の主務大臣も消費税の転嫁拒否等の行為を調査・指導をすることができ、さらに独占禁止法と比較してより簡易な手続により、消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に取り締まることが可能となることで、消費税円滑かつ適正な転嫁をしやすい環境を整備できるという便益が見込まれる。

本案は、消費税率の引上げ時に集中的に生じるおそれのある消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正することを目的として、平成29年3月末までの時限的措置としていることに鑑みると、上記費用は限定的かつ時限的なものとなると考えられることから、上記便益は規制の費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。

### (2) 代替案との比較

本案は代替案と比較して、費用の面で劣るが、便益の面でそれ以上に優れている。

つまり、規制の費用については、消費税転嫁拒否等の行為に対して政府全体として取り組むため、本案の方が代替案よりも高いと見込まれる。

規制の便益については、代替案では、消費税率の引上げに伴う転嫁拒否等の行為についての独占禁止法及び下請法の考え方が一定程度明確になるという便益はあるものの、転嫁拒否等の行為に対して公正取引委員会及び中小企業庁の限られた人員で対応することとなり、実効性ある取組を行うことは困難であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われないおそれがある。

一方、本案では、公正取引委員会及び中小企業庁長官だけでなく、各業界所管の主務大臣も消費税の転嫁拒否等の行為を調査・指導をすることができ、さらに独占禁止法と比較してより簡易な手続により、同行為を迅速かつ効果的に取り締まることができるため、消費税の円滑かつ適正な転嫁をより一層確保することが可能となる。さらに、本案のような実効性ある取組を背景としたガイドラインの作成や普及啓発活動は代替案よりも消費税の転嫁拒否等の行為を未然に防止する効果が高く、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境の整備に資するものと考えられる。

消費税の転嫁拒否等の行為は税率引上げ時に集中的に生じるおそれがあり、これを効率的に対処する必要があることを踏まえれば、規制の費用は代替案よりも本案が高くなるとはいえ、規制の便益は代替案よりも本案が遥かに高いと考えられる。

以上のことから、本案の方が代替案よりも適当であると考えられる。

## 8. 有識者の見解その他関連事項

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、以下の条文が規定されている。

第七条 第二条及び第三条の既定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第一百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づく速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ～ニ（省略）

ホ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ホからトまで及びヌにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1)～(5)（省略）

(6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

平成25年1月24日、自由民主党・公明党において取りまとめられた「平成25年度税制改正大綱」において、以下の記載が盛り込まれている。

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引き上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

□ 転嫁対策

今般の一体改革では、二度にわたる消費税率の引上げを予定していることから、中小事業者から価格転嫁に関する不安の声が多く寄せられている。今回の税率引上げにあたっては、下請法の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。

9. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

—（本案に基づく消費税の転嫁拒否等の行為に関する取締りは平成29年3月31日までの時限的な措置である。）